

令和2年度「適合証明技術者業務講習」受講案内

「適合証明技術者」は、住宅金融支援機構のフラット35（中古住宅）、財形住宅融資（リ・ユース住宅）及びリフォーム融資希望者等の依頼に基づき、書類審査及び現地調査で融資希望物件が住宅金融支援機構の基準に適合しているかの判定業務を行い、適合した物件に適合証明書を発行することができます。「適合証明技術者」の登録には、登録制度の内容、意義及び業務の重要性を十分認識していただくとともに、的確に業務を行っていただくための講習の受講が義務付けられていますので、必ずご受講ください。

- 主催者** 共催：一般社団法人香川県建築士事務所協会
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
協力：独立行政法人住宅金融支援機構
- 受講対象者** 建築士事務所に所属する建築士で既存住宅状況調査技術者資格を有している建築士または令和2年度に既存住宅状況調査技術者講習を受講予定の建築士
- 日時** 令和2年9月3日（木）13：15～16：40（受付開始12：50）
※午前に既存住宅状況調査技術者更新講習を開催しますので、更新の方は併せて受講ください
- 会場** 香川県社会福祉総合センター7階大会議室（定員：50名）
所在地：香川県高松市番町1-10-35 TEL 087-835-3334
- 受付期間** 令和2年8月3日（月）～令和2年8月21日（金）
（8月13、14日、土日祝日を除く）
9：00～11：30 13：30～16：30
- 受付・郵送窓口** （一社）香川県建築士事務所協会 〒760-0018 高松市天神前5番18号
ルモンド田中ビル3F TEL 087-812-3201
- 受講料** 14,300円（税込・テキスト代を含む）
テキスト：『適合証明技術者実務手引 令和2年度改訂版』
- 登録料** 既存住宅状況調査技術者資格の有効期限と合わせ、適合証明技術者の有効期間は令和3年4月1日から1～3年間となり登録料が異なります。
・平成30年度に既存講習を受講した方 ⇒適合資格登録1年間 6,160円（税込）
・令和元年度に既存講習を受講した方 ⇒適合資格登録2年間 12,320円（税込）
・令和2年度に既存講習を受講する方 ⇒適合資格登録3年間 18,480円（税込）
- 申込み方法** 必要書類①～⑩を窓口まで持参されるか、簡易書留郵送にて提出してください。
※は日事連HP又は当協会HPからダウンロードして入力・印刷できます。
①申請書（A4版）※
②適合証明業務に関する確認書（A3版）※
③講習受講申込書（A4版）※
④建築士事務所登録申請書（香川県）副本の写し（第5号様式のみ）
⑤登録予定建築士の建築士免許証またはカード型免許証明書の写し

- ⑥登録予定建築士のカラー写真2枚(3.0cm×2.4cm 裏面に氏名を記入)
- ⑦登録予定建築士の運転免許証等本人の氏名と顔写真が確認できる書類の写し
- ⑧既存住宅状況調査技術者講習の修了証またはカード型資格者証の写し
(午前の講習会を受講される方は不要、又新規受講予定の方は後日提出)
- ⑨現金または銀行振込の控えの写し(振込手数料はご負担ください)
口座番号 (株)百十四銀行西支店 普通 0159795
口座名義 イッパシヤダシホジソカガワケンケンクジジムシヨキョウカイ カイョウ ナムラケンジ
一般社団法人 香川県建築士事務所協会 会長 中村賢治
- ⑩簡易書留郵送の場合は84円切手を貼付した返信用封筒(受講票返送用)
- ・登録開設者の印鑑
法人の場合:法務局届出の代表者印(丸印)
個人の場合:登録開設者の印鑑(シャチハタ印は不可)
- ・登録予定建築士の印鑑(シャチハタ印は不可)

時間割	時間	内容	講師
	13:15~13:20 (5分)	あいさつ(適合証明業務の重要性について)	建築士事務所協会役員等
	13:20~16:20 (180分、休憩を含む)	業務の重要性、留意事項の確認、融資対象となる住宅と物件検査の流れ、一戸建て等の物件検査、マンションの物件検査、フラット35S中古タイプの物件検査、劣化状況に関する物件検査、物件検査が省略できる事例、リフォーム融資の物件検査、適合証明業務システム入力方法 など	DVD講習 (住宅金融支援機構)
	16:20~16:40 (20分)	理解度確認チェック	

C P D 建築 CPD 情報提供制度の認定プログラムとなる予定(4認定時間)。

注意事項

1. 登録予定建築士本人以外は受講できません。
2. 受講票を当日必ずご持参の上、受付にご提示ください。
3. 講習テキスト「適合証明技術者実務手引 令和2年度改訂版」は、講習当日にお渡しします。
4. 鉛筆、消しゴムと、重要箇所のチェックに蛍光ペン等が必要ですのでご持参ください。
5. 講習を受講しない場合、「登録証明書」は交付されません。遅刻、途中退室した場合も同様です。
6. 「登録証明書」は、3月以降、登録機関から登録開設者宛てに簡易書留で郵送します。
7. 納入された受講料は、主催者の責により講習を受講できなかった場合を除き、返還しません。